

団体総合生活保険 (所得補償)

1 所得補償(精神障害補償特約付き)とは

国内外、業務中・外を問わず、**病気やケガにより8日間以上就業不能になった場合に**てん補期間(1年間)以内で、実際に生じた損失(就業不能期間)に応じて保険金が支払われる保険です。(骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。)

躁うつ病、統合失調症、神経衰弱などは対象となりますが、**妊娠・出産・流産、アルツハイマー病、認知症、性機能障害等は対象外**となります。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については裏面をご覧ください。

※こんな時に有効です 非常勤なので、**有給休暇が使いづらい**…。/入院中の**アパート代が払えない!**

※所得補償の保険料は、**所得税の生命保険料控除の対象**です。

※ご加入になられる方(被保険者)は、MRM会員または会則第5条で認められた方に限られます。

2 保険料(=月払い)と月額補償額(=保険金額)

(基本級別1級、てん補期間*¹:1年、免責期間*²:7日)

*1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

*2 保険金をお支払いしない期間をいいます。

* 所得補償の保険料は、月払いとなります

	G3:30万円タイプ	G5:50万円タイプ	G7:70万円タイプ
満 20~24歳	2,010円/月	3,350円/月	4,690円/月
満 25~29歳	2,310円	3,850円	5,390円
満 30~34歳	2,850円	4,750円	6,650円
満 35~39歳	3,540円	5,900円	8,260円
満 40~44歳	4,410円	7,350円	10,290円
満 45~49歳	5,280円	8,800円	12,320円
満 50~54歳	6,120円	10,200円	14,280円
満 55~59歳	6,480円	10,800円	15,120円
満 60~64歳	6,810円	11,350円	15,890円
満 65~69歳	10,320円	17,200円	24,080円

(*「20万円タイプ」は、「30万円タイプ」に変更になりました)

※保険金額は、平均月間所得額*¹の範囲内で設定してください。

*1 直前12か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得*²の平均月額をいいます。

*2 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にもかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

①保険期間:2018年8月1日午後4時~2019年8月1日午後4時(1年間)

中途加入時の保険開始は申込み月の翌月1日となり、保険料の口座引落しは保険開始から3ヶ月後の毎月6日(6日が金融機関休業日の場合、翌営業日)。

②保険料払込方法:月払(ご指定の口座より引落します)

③団体割引:15%

④上記年齢は、保険始期の8月1日時点での満年齢となります。

⑤保険料は、職業・職務や年齢などにより異なります。上記の保険料は、基本級別1級(医師等)の方を対象としたものです。それ以外の職種の方は、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

⑥ケガ・病気によりお仕事を休まれた場合、最長1年にわたり補償いたします。なお、就業不能が始まった日から7日間については補償の対象となりません。(免責期間7日)

⑦保険期間の途中でご加入を止められる場合、保険金をお支払いする事由が発生している時は未経過期間の保険料をご請求することがあります。

⑧募集期間:保険開始月の前月25日までにお申し込みください。尚、保険料の引落は保険始期の約3ヶ月後より開始いたします。

⑨加入方法:「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

・今年度の募集パンフレット等に記載の内容にて更新される方につきましては、特段のご加入手続き(加入依頼書のご提出等)は不要です。

⑩保険の対象となる方(被保険者)について

保険の対象となる方(被保険者)は、下記の範囲に該当し、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

[[保険の対象となる方(被保険者)ご本人]としてご加入いただける方]

桐医会の会員(団体の構成員)

ただし年齢*¹が満15歳以上の方に限ります。

*1 保険期間の初日時点の満年齢をいいます。

3 団体総合生活保険 補償の概要等

保険期間：1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

【所得補償】

病気やケガによって所定の就業不能になった場合*1に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。

*1 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします。骨髄採取手術に伴う入院補償特約が自動セットされます。

【ご注意】ただし、死亡された後、または病気やケガが治癒した後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償基本特約	<p>病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が免責期間*1を超えた場合</p> <p>▶ 保険金額（月額）に就業不能期間（月数）*2を乗じた額をお支払いします。</p> <p>ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>*1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。）</p> <p>*2 「てん補期間*4内の就業不能の日数」をいいます（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。）お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。</p> <p>*3 免責期間*1が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得*5の平均月額をいいます。</p> <p>*4 同一の病気やケガによる就業不能*6（または骨髄採取手術による就業不能）に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間*1終了日の翌日から期間）のことをいいます。</p> <p>*5 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。</p> <p>*6 就業不能が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業不能の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。</p>	<p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業不能</p> <p>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能</p> <p>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能（その方が受け取るべき金額部分）</p> <p>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能</p> <p>・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能</p> <p>・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業不能</p> <p>・妊娠または出産による就業不能</p> <p>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能</p> <p>・保険の対象となる方が被った精神障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能</p> <p>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能</p> <p>・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といっています。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能*1*2</p> <p>・就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術に伴う入院補償特約をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能</p> <p>等</p> <p>*1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払いの対象とします。</p> <p>*2 就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。</p>

※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している）ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態*1をいいます。

※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

*1 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日でも職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいません。